

第55期

令和3年度第3回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和3年8月4日)

滋賀地方最低賃金審議会

第 55 期 令和 3 年度 第 3 回滋賀地方最低賃金審議会

| | |
|------|--|
| 開催日時 | 令和 3 年 8 月 4 日（水）14 時 00 分～14 時 30 分 |
| 開催場所 | 滋賀県板金工業組合 会議室 |
| 出席状況 | 公益代表委員 5 人（定数 5 人） 労働者代表委員 5 人（定数 5 人） 使用者代表委員 4 人（定数 5 人） 事務局 5 人 |
| 出席者 | 公益代表委員 石井利江子 片山 聡 木下康代 佐野洋史 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 榎並典朗 大江彰宏 大西省三 使用者代表委員 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 事務局 待鳥労働局長、矢野労働基準部長、 綿貫賃金室長、神崎室長補佐、 福間賃金指導官 |
| 主要議題 | <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀県最低賃金専門部会報告について ・滋賀県最低賃金改正決定について（答申） ・特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問） |
| 議事録 | 別紙のとおり |

〔開会〕

○事務局（室長）

定刻になりましたので、ただ今から、第3回滋賀地方最低賃金審議会を開催します。

本日の委員の皆様の出席状況ですが、公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、合計14名のご出席をいただいています。使用者代表の石井委員はご欠席となっています。最低賃金審議会令第5条第2項に基づき、3分の2以上の出席が認められましたので、本審議会が有効に成立していることを報告致します。

また、本日の審議会は滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開としており、傍聴の申込みを受け付けたところ、3名の申込みがあり、本日、傍聴していただいていることを併せて報告します。

なお、本日は、マスコミの取材をお受けしています。

それでは、以後の進行を会長にお願いします。

○会長

本日はお疲れ様でございます。それでは早速ですが、議題の「(1)滋賀県最低賃金専門部会報告について」から始めます。

本日、この審議会の前に開催されました第4回目の滋賀県最低賃金専門部会において、最低賃金改正に関する報告がまとまりました。事務局から報告書の朗読をお願いします。

○事務局（室長補佐）

それでは、専門部会報告書（案）を朗読します。なお、朗読に際しては、別紙1は金額と発効年月日のみとし、報告書の専門部会委員のお名前と別紙2については読み上げを省略します。

滋賀県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年7月5日、滋賀地方最低賃金審議会において付託された滋賀県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別

最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年 10 月 3 日発効の滋賀県最低賃金（時間額 866 円）は令和元年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- 1 新型コロナウイルス感染症の危機的状況を踏まえて、中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用の維持確保のため、賃金引き上げに直結した助成金の創設、既存の各種支援策についての要件のさらなる緩和による拡充を行うこと、またこれらの支援策について、直接的、かつ速やかな給付体制の構築を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者への各種支援策について、県内に幅広く周知を行うこと。

最低賃金額 1 時間 896 円

効力発生の日 法定どおり

以上です。

○会長

それでは、ただ今の専門部会の報告を受けて、議題の「(2)滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)」について、本審議会として採決を行います。

滋賀では最低賃金審議会令第 6 条第 5 項による最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とするとはしていませんので、この審議会においても採決する必要があります。

滋賀県最低賃金の改正決定について、この報告書どおり 896 円、28 円アップ、引上げ率 3.23%としてよろしいですか。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔採 決〕

○会長

(賛成が 9 名。)

では、次に反対の方挙手を願います。

〔採 決〕

○会長

(反対が4名。)

賛成9名、反対4名なので、896円、28円アップ、引上げ率3.23%を、本審議会の決定として、答申します。

答申文案の配布・朗読をお願いします。

[答申文案の配布]

○事務局(室長補佐)

それでは答申文(案)を朗読します。なお、朗読に際しては専門部会報告と同様とします。

滋賀県最低賃金の改正決定について(答申)

当審議会は、令和3年7月5日付け滋労発基0705第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」の考え方に基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月3日発効の滋賀県最低賃金(時間額866円)は令和元年度の滋賀県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、今回の報告に当たっては、以下のことを強く要望する。

- 1 新型コロナウイルス感染症の危機的状況を踏まえて、中小企業・小規模事業者の事業継続と雇用の維持確保のため、賃金引き上げに直結した助成金の創設、既存の各種支援策についての要件のさらなる緩和による拡充を行うこと。またこれらの支援策について、直接的、かつ速やかな給付体制の構築を行うこと。
- 2 中小企業・小規模事業者への各種支援策について、県内に幅広く周知を行うこと。

最低賃金額 1時間 896円

効力発生の日 法定どおり

以上です。

○会長

ただ今の答申文案について、何かご質問等がありますか。

○全委員

〔質問・発言する者無し〕

○会長

それでは、答申文案で答申してよろしいですか。

○全委員

〔異議無し〕

○会長

それでは、これにより答申します。

○事務居(室長)

会長から局長に答申文を手交させていただきます。会長、局長、お手数ですが、前にお進み願います。

〔会長から局長に答申文手交〕

○会長

答申した滋賀県最低賃金の今後の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局(室長)

今後速やかに官報の手続きを行い、異議申出の公示を行います。

異議申し出を8月20日金曜日まで行い、8月23日月曜日午前10時より本審議会を開催いたします。

なお、今回は特定(産業別)最低賃金の改正決定等の必要性の有無についての答申があるため、異議の申し出がなくても8月23日の審議会は開催しますので、お間違いないようよろしくをお願いします。

○会長

異議の申し出があるか否かにかかわらず8月23日月曜日の午前10時から本審議会を開催

しますので、委員の皆様には日程の確保をお願いします。

それでは、次の議題に入ります。議題（３）の「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」についてです。事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長補佐）

今年度の特定（産業別）最低賃金の改正決定の申出状況をご説明申し上げます。資料 No. 2 をご覧下さい。令和 3 年 7 月 12 日に、労働者側より特定（産業別）最低賃金改正の申出書が提出されており、その申出書に基づき作成しています。

申出の内容は、略称で「新繊維工業」、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」、「各種商品小売業」の 6 業種の改正決定となっています。

なお、「公正競争ケース」として申し出があったものが、「窯業・土石製品製造業」、「一般機械器具製造業」、「自動車・同附属品製造業」と「各種商品小売業」、「労働協約ケース」としては、「新繊維工業」、「精密機械器具・電気機械器具製造業」となっています。

これらの申出書及び添付された書類を審査したところ、いずれの申出書についても、必要事項の記載、必要書類の添付に加え、定量的要件を具備しているものと認められたので、本日、滋賀労働局長から滋賀地方最低賃金審議会会長に改正決定等の必要性の有無について諮問を行うこととさせていただきます。以上です。

○会長

ただ今の事務局からの説明について何か質問はありますか。

○全委員

〔特になし〕との発言あり。

○会長

それでは諮問文の手交をお願いします。

○事務局（室長）

会長、局長、お手数ですが、前にお進み下さい。

〔局長から会長に 6 業種の改正決定等の必要性の諮問文をまとめて手交〕

○会長

事務局は、諮問文の朗読をお願いします。

○事務局（室長補佐）

それでは諮問文を朗読します。

朗読に際しては、諮問の要旨及び最低賃金の件名のみの朗読とさせていただきます。

滋労発基 0804 第 1 号

令和 3 年 8 月 4 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 平井 建志 殿

滋賀労働局長 待鳥 浩二

滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維素製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金外(ほか) 5 件の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 7 月 12 日付けをもって下記最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同法 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- ① 滋賀県紡績業、化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業最低賃金(平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 2 号)
- ② 滋賀県ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業最低賃金（平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 3 号）
- ③ 滋賀県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 4 号)
- ④ 滋賀県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ・電子部品、デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成 24 年滋賀労働局最低賃金公示第 2 号)
- ⑤ 滋賀県自動車・同附属品製造業最低賃金(平成 28 年滋賀労働局最低賃金公示第 2 号)
- ⑥ 滋賀県各種商品小売業最低賃金(平成 20 年滋賀労働局最低賃金公示第 8 号)

以上です。

○会長

ただ今、6業種の改正必要性の諮問文をいただきました。

諮問のあった6業種について、改正決定等の必要性の有無については、特別検討小委員会で協議の上、次回の第4回審議会で答申することとします。

それでは、最後の議題（4）「その他」ですが、皆さんから何かありますか。

○全委員

〔発言無し〕

○会長

特に無いようですので、事務局から何かありますか。

○事務局（室長）

特別検討小委員会について、8月18日（水）午前9時30分から、この滋賀県板金工業組合3階会議室で開催します。特別検討小委員会委員の皆様はよろしくお願ひします。

○会長

では、最後に局長からご挨拶がありますので、局長よろしくお願ひします。

○局長

本日は、滋賀県最低賃金の改正決定につきまして、答申を賜り、有難うございました。

また、専門部会の委員の皆様には、連日の猛暑にもかかわらず、過密な日程の中、真摯なご議論、ご審議を賜りまして、心より感謝申し上げます。特に今年度は、大変厳しい、ぎりぎりの議論が続き、予備日としておりました本日の午前中にもご審議いただき、委員の皆様には大変なご苦勞をおかけいたしましたと思っております。重ねて感謝申し上げます。

一方、7月12日にそれぞれの労働団体より改正の申出をお受けいたしておりました特定最低賃金、これにつきましては、事務局において、その申出内容等につきまして精査させていただきましたところ、所定の要件を満たしておりましたので、本日、申し出があった6業種に関しまして、改正決定の必要性の有無について、諮問を行なわせていただきました。委員の皆様

方には、大変恐縮ではございますけれども、引き続き特定最低賃金の審議にご協力いただきま
すようお願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました
ました。

○会長

ありがとうございました。本日、滋賀県最低賃金の改正決定の答申を行うことができました
た。滋賀県最低賃金の集中審議のために専門部会にご出席いただいた労使の代表委員の皆様
はじめ、委員の皆様、本当にご苦勞様でした。

本日の審議會はこれで終了します。お疲れさまでした。

〔閉会〕